

5. その他災害関連の補助事業

①ガケ地近接住宅移転事業

【目的】 かけ地の崩壊等により危険な区域から、住宅移転により、市民の生命の安全を確保する

【事業内容】 危険なかけに接している住宅を、安全な場所に移転する費用に補助を行う

対象住宅：次の区域に指定時から建っている住宅(既存不適格住宅)

- ・県建基条例第3条「災害危険区域」
- ・県建基条例第10条区域
- ・土砂法「土砂災害特別警戒区域」

- 【補助額】
- ①危険住宅の取り壊しに対し80万2千円
 - ②融資の利子相当に、次の額を補助
 - ・移転先の土地を買うための場合206万円
 - ・移転先の土地の造成行為の場合59万7千円
 - ・移転先の住宅を建てたりするための場合457万円



(注) 前年に事前相談、事前審査が必要となるため、お早めに相談してください。

②ブロック塀等耐震改修事業

【目的】 ブロック塀等の安全性の向上

【事業内容】 危険なブロック塀を撤去または安全な塀に改善する費用について補助

撤去事業：道路に面した塀(市内全域)

改善事業：緊急輸送路等に面した塀及び容積率400%(商業地域)内の道路に面した塀

- 【補助額】
- 撤去工事：補助対象限度額20万円×補助率1/2=10万円
 - 改善工事：補助対象限度額50万円×補助率1/2=25万円

※ 補助対象事業費は、基準工事費と実施工事費とを比較し少ない額

【基準工事費】

撤去費：8,900円/m × ブロック延長

改善費：38,400円/m × ブロック延長

③アスベスト除去事業(平成29年度以降は予定です。)

【目的】 建築物のアスベスト繊維の飛散による健康被害を防ぐため

【事業内容】 吹付け建材のアスベスト含有に係わる調査25万円/棟

【補助額】 吹付け建材のアスベスト除去等の工事費1/2以内上限60万円/敷地

(注) 建築物石棉含有建材調査者による事業計画の策定が必要です。

《 5の申込み 》 都市政策課 建築指導係

【詳しい問い合わせ先】

掛川市役所

住宅内にかかる地震対策については… 危機管理課防災対策係 TEL:21-1131

大東支所地域支援係 TEL:72-1112

大須賀支所地域支援係 TEL:48-1000

建築物等の地震対策については… 都市政策課建築指導係 TEL:21-1152

掛川市 地震から命を守る各種事業

平成29年4月作成

○掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014

掛川市では、「静岡県第4次地震被害想定」を踏まえ、死亡者ゼロを目指し、市民・地域・企業・市民活動団体・行政が協働して、ハード・ソフト両面の事業を組み合わせ、防災体制の充実・強化を図り、この地域でも誰もが安心して住めるまちづくりを目指すため「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」を策定しました。

1. 木造住宅耐震診断・耐震補助事業

【目的】 木造住宅の耐震化

【事業内容】 ①～③いずれも対象となるのは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

①無料耐震診断の実施(わが家の専門家診断事業)

②補強計画の作成(木造住宅補強計画策定事業)

(対象) 補強計画(現況の耐震評点が1.0未満のものを0.3ポイント以上向上させ、かつ1.0以上にするものに限る)を作成するのに要する費用

(補助額) 補強計画の作成に要する費用の14万4千円を限度に補助

③耐震補強工事(木造住宅耐震補強助成事業)

(対象) 耐震診断による評点が1.0未満の住宅で、耐震評点を0.3ポイント以上向上させ、かつ1.0以上にする耐震補強工事に要する費用

(補強計画に基づく工事)

(補助額) 一般世帯 80万円(うち買物券30万円)

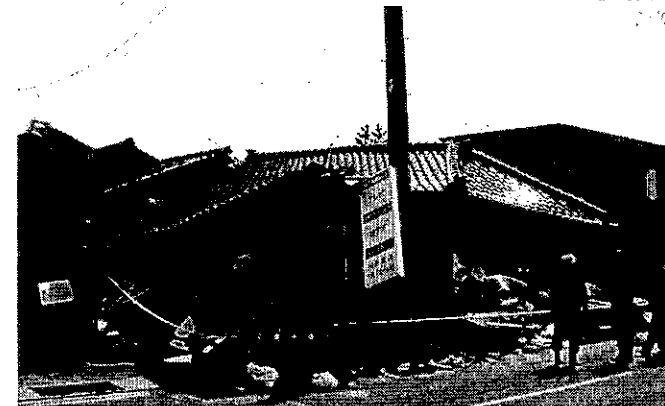
子育て世帯 90万円(うち買物券40万円)

高齢者のみ世帯等 90万円(うち買物券10万円)

※上記補助は上限額(工事金額が上限未満の場合はその金額)

※木造住宅の耐震補強のPR活動に協力する場合は、

平成29年1月申請受付から平成29年度までの期間限定で15万円上乗せ助成あり!!



2. 非木造住宅耐震診断補助事業(既存建築物耐震性向上事業)

【目的】 耐震性能の明確化

【事業内容】 非木造の住宅及び事務所、店舗、工場などの用途の既存建築物(※)の耐震診断

※ 昭和56年5月31日以前に建設(着手)した既存建築物
設計士等が、構造・用途により定められた耐震診断方法で実施

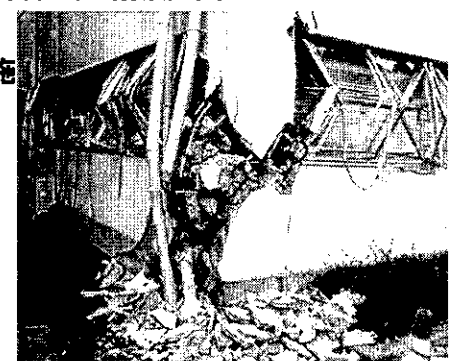
【補助額】 非木造の1戸建住宅：13万4千円×2/3=8万9千円

その他の建築物：補助対象額×2/3(限度額200万円/棟)

補助対象額 1,000㎡未満部分 2,060円/㎡

1,000㎡～2,000㎡部分 1,540円/㎡

2,000㎡超部分 1,030円/㎡



《 1. 2の申込み 》 都市政策課 建築指導係

3. 家具転倒防止事業

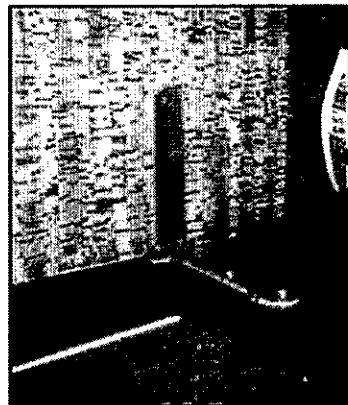
【目的】 家屋内の防災力の向上

- 【対象者】 (1)65歳以上の世帯員で構成された世帯
 (2)65歳以上の世帯員及び18歳未満の世帯員(就労者を除く。)で構成された世帯
 (3)障害者世帯(18歳以上65歳未満の介護者が同居する世帯を除く。)
 (4)母子世帯(18歳以上65歳未満の世帯員が同居する世帯を除く。)
 (5)上記(1)から(4)以外の世帯

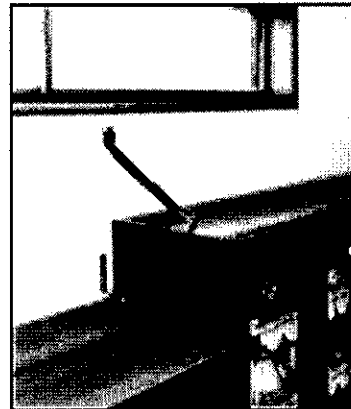
【事業内容】 5か所まで家具固定を実施

- 【費用】 (1)から(4)の世帯は、無料
 (5)の世帯は、固定事業に係る費用の半額(上限9,000円)

【工事者】 掛川市建築大工組合員



金具による固定例



ベルトによる固定例

4. 住宅用防災施設等設置事業費補助金

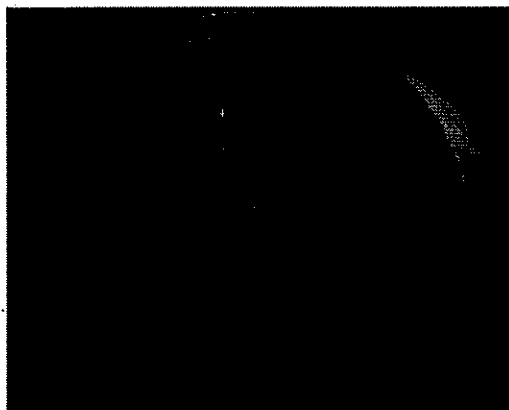
【目的】 市民の生命財産を守る

①防災ベッド設置事業

(対象) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅

(対象となる製品) 防災ベッド(静岡県工業技術研究所が開発したもの)

(補助) 設置に要する経費内で上限20万円、1世帯1台限りとする



*畳・天井カバーはオプションです。

②防災ベッドフレーム設置事業(* 上記イメージ写真のフレーム部分)

(対象) 重度身体障害者(障害者手帳1級または2級)が所属する世帯

(対象となる製品) 防災ベッドフレーム(静岡県工業技術研究所が開発したもの)

(補助) 設置に要する経費内で上限30万円、1世帯1台限りとする

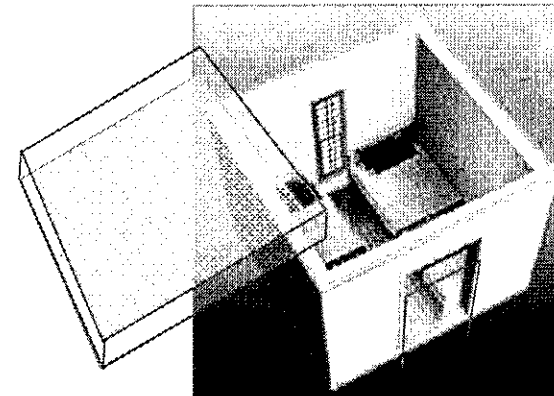
③耐震シェルター設置事業

(対象) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅

(対象となる製品) 住宅内に設置する避難用箱型施設

(補助) 設置に要する経費内で上限20万円、1世帯1台限りとする

*すべての居住者が65歳以上の住宅は、上限25万円



シェルター(箱形の室内設置)イメージ

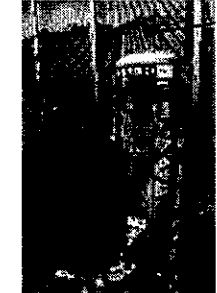


倒壊実験後のシェルター外観

④雨水貯留設備設置事業

(対象となる製品) 敷地内に降った雨水を貯留するための貯留槽及びその付属設備

(補助) 設置に要する経費の2分の1以内(上限5,000円)で、1世帯1台限りとする



⑤感震ブレーカー設置事業

【対象となる製品】

災害時の通電火災を防止することを目的に設置するブレーカーのうち、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの(工事タイプという)、又は、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの(コンセントから電気を遮断するものを除く)。

【補助】

設置に要する経費の3分の2以内で、15,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)

新築住宅に、工事タイプを設置する場合は、一律10,000円

